

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	頓原維持管内災害応急対策作業（2月4日～9日）
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 中国地方整備局 松江国道事務所長 三浦 倫秀 （ 島根県松江市西津田二丁目6番28号 ）
契 約 締 結 日	令和7年3月17日
契約の相手方の 氏 名 及 び 住 所	株式会社都間土建 （ 島根県雲南市三刀屋町給下622-1 ）
契 約 金 額	金1,110,340円 ※消費税及び地方消費税相当額を含む。
予 定 価 格	金1,110,340円 ※消費税及び地方消費税相当額を含む。
随意契約による こととした理由	別紙「随意契約理由書」のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 件名 頓原維持管内災害応急対策作業（2月4日～9日）

2. 履行場所 頓原維持出張所管内

3. 契約の相手方 名称）株式会社都間土建
住所）島根県雲南市三刀屋町給下622-1
電話）0854-45-2521

4. 契約の適用法令 会計法第29条の3第4項及び
予算決算及び会計令第102条の4第3号

5. 契約の目的、内容及び随意契約に付する理由

1) 契約の目的、内容

本作業は、大雪による雪害対応のため、雲南市掛合町掛合「道の駅掛合の里」において、タイヤチェック作業を実施するものである

2) 随意契約に付する理由

本作業は、大雪による雪害対応のためタイヤチェック作業を行ってもらうものであり、周辺状況等を踏まえれば、緊急の必要性により通常の競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により契約を締結するものである。

契約の相手方となる上記事業者は、直轄管理区間内等において発生した災害等の応急対策に関し、これに必要な組織及び建設機械、並びに資材、労力等の確保及びその動員の方法を定め、もって、災害等の拡大防止と被災施設の早期復旧に期することを目的とした「松江国道事務所における災害等応急対策に関する基本協定」を締結している。各協定事業者に対応を依頼したところ、当該事業者のみが早期な対応が可能であることから、契約の相手方とするものである。